

## 法令適合事前確認手続 回答通知書

平成21年11月18日

関西電力株式会社  
取締役社長 森 詳介 殿

原子力安全・保安院原子力発電検査課長

平成21年10月20日付けで別添により照会のあった件について、以下の見解を回答いたします。

電気事業法第55条第1項の規定に基づく電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号の規定に適合していると判断してよい。

本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、貴社から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、本回答の根拠となる照会対象法令(条項)の解釈は、以下のとおりです。

### 記

電気事業法第55条第1項の規定に基づく定期事業者検査については、電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号において開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法で行うことを要求しており、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第9条の2の規定への適合性を確認するために行う検査については、「原子力発電工作物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の規定の解釈(内規)」(平成20・12・22原院第4号、最終改正 平成21・03・16原院第7号)において「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について(内規)」(平成21・02・18原院第2号)に規定する方法であることを求めています。

「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について(内規)」(平成21・02・18原院第2号)においては、一次冷却材に接触する箇所が600系Ni基合金である溶接継手についての要求に対して、検出限界のき裂を想定したうえで応力腐食割れ防止の有効性が実証された対策を施した部位は対象外としています。これは、当該

部に通常の非破壊試験では検出できない微少なき裂の発生事例があったことから、従来の応力腐食割れ防止対策では、当該き裂を想定した有効性の確認がなされていなかったため、特に規定したものです。

今回照会のあった応力腐食割れ防止対策については、施工前確認として行う渦流探傷試験の検出限界のき裂を想定し、き裂の先端から延性き裂が発生・進展せず、き裂周辺であっても表面に圧縮応力が得られ、施工後に応力腐食割れの進展がないことが第三者によっても確認されていることから、応力腐食割れ防止の有効性は実証されており、今回照会のあった適用箇所及び適用条件の範囲において、当該対策の施工範囲については、検出限界のき裂を想定したうえで応力腐食割れ防止の有効性が実証された対策を施した部位として非破壊試験の範囲、程度及び試験方法を計画することができると判断します。

以上